

競争力向上と環境保全の促進に向けて
(平成17年11月17日 関西大会)

社団法人日本産業機械工業会

わが国経済は、世界的なIT関連分野の生産・在庫調整が進められた影響などもあって景気回復の動きがやや弱くなったものの、好調な民間設備投資と底堅い個人消費により緩やかではあるが息の長い成長を続けている。しかしながら、原油価格の高騰や素材価格の上昇の長期化は、企業収益の圧迫のみならず、個人消費を冷え込ませる要因となり、更には米国やアジア諸国を含め世界経済の成長率低下を招く恐れがあることから、景気の先行きは不透明な状況が続くと思われる。

当工業会の年度上半期の受注実績は、民需の拡大や国内外の素材産業の大型投資に加え、特に外需がエネルギー関連の大型プロジェクトを受注したことから大幅に増加し、前年同期に比べ25.2%増の2兆9,596億円となった。下期についても、わが国企業の設備投資意欲は旺盛であり、また世界経済の拡大も強固であるとの見方が多いことから、内外需とも増加を期待している。

産業機械工業は、高品質で信頼のおける製品と高い技術力によって、わが国産業の発展に寄与している。今後も新技術の開発に取組み、世界最高水準の「科学技術創造立国」の実現に向け努力し、わが国産業のグローバル環境での競争力強化に貢献していく必要がある。

同時に、工業会会員企業は、法令の遵守、安全性の確立、顧客、投資家、従業員及び社会からの期待に応え社会的責任を果たし、また地球環境という大きなテーマに貢献するための先進技術や製品を供給し、「安全・安心な社会」「環境にやさしい社会」の実現に向け大きな役割を担っていかねばならない。

当業界は、関係官庁や大学及び公的研究所等の支援、協力を得て、種々の社会的要求に応え、わが国の経済発展に引き続き貢献していきたいと考える。

こうした認識のもと、当工業会は政策当局に対し、以下の政策を提言する。

1. 機械産業の競争力強化に向けた施策

- (1) 機械産業の国際競争力を強化するためには、国内の製造設備年齢の改善が急務である。企業の設備投資意欲を維持・拡大させるためにも今後も税制面での支援を続けること。具体的には研究開発促進税制及びIT投資促進税制の継続や、減価償却制度、土地税制などの見直しを行うこと。
- (2) 規模・リスクが大きく民間独自では実施できない分野の研究開発について、補助金・補助事業の拡充、金融支援措置、産官学の研究交流など一層の支援を行うこと(例;環境、エネルギー、航空・宇宙、素材分野等)。
- (3) 世界経済のボーダレス化が進む中、日本工業規格(JIS)と国際規格(ISO等)の整合化を進めることは、わが国の重要な国際戦略である。産官学が連携し国際規格への積極的な参加を推進すること。
- (4) 新産業の事業化、事業再編等産業活動の活性化を図る上で阻害要因となる規制の緩和、撤廃を促進するとともに、政策的サポートをより一層充実させること(例;新技術、新事業の市場導入に対する支援・規制緩和、事業規模にあわせた再編基準の見直し、柔軟な雇用制度確立のための規制緩和、廃棄物リサイクル資源の他府県への移動など)。
- (5) 若年者の就職者数が減少する中、2007年からの団塊の世代の大量退職を控え、技術・技能の伝承が益々難しくなっている。政府と産業界が協力して、能力をもった人材を的確に供給し、或いは企業の人材育成を支援できる体制を強化するとともに、若年者を含む国民全体でモノづくりに親しむ社会形成に向けた取り組みを総合的・計画的に進めること。
- (6) わが国の地方都市等には、モノづくりに不可欠な要素技術、設計・生産ノウハウが蓄積されたわが国機械産業の担い手である中堅・中小企業が多く存在する。今後も政府や地方自治体、地方機関等が連携し、企業活動の活性化と競争力強化のために各地域の構造、特性、利用可能な地域資源等を踏まえた効果的な支援をより一層充実すること。

2．経済活力を維持・向上するための施策

- (1) わが国経済を更に発展させるためには「安全で活力ある社会」を構築することが重要である。環境保全や防災等の社会インフラ整備に重点をおいた公共投資を継続的に行うこと。また、市場化テスト法を早期法制し民間でできる事業は極力民営化を図り、民間活力の発揮を促す規制改革をより一層推進すること。
- (2) 少子高齢化の中で将来に対する不安を払拭すべく、早急に年金・医療保険・介護制度等の社会保障制度を一体的に改革すること。また社会保障財源は、国民の自立・自助を基本とし、企業活力を損なわないよう企業負担とのバランスも考慮した上で構築すること。
- (3) 昨年から続く鋼材等原材料の需給逼迫や高騰、最近の原油価格高騰は、企業収益の圧迫のみならず、個人消費を冷え込ませる要因となり、更には米国やアジア諸国を含め世界経済の成長率低下にもつながることから、原材料の供給と価格の安定化に向け適切な政策運営を行うこと。また、天然ガスや原子力等の新エネルギー利用促進のための施策を充実させるべきである。

3．海外事業活動の促進・支援に関する施策

- (1) わが国のODAが適切に評価されるためには、資金協力のタイド化によりわが国の優れた技術を活用したODAの推進が重要である。また、アンタイト資金協力や国際機関からの資金供与によるインフラ整備プロジェクトについても、政府のトップセールスを積極的に行うこと。
- (2) 為替相場については、対USドル、対ユーロでの円相場を適正水準に保つよう努めること。
- (3) 輸入国側による高関税や数量制限、或いは特殊な規格への適合要求といった非関税障壁によりわが国の工業の輸出に不利益が生じているので、撤廃に向け早急に対処すること。また、FTAの推進を図るとともに原産地証明等の手続きに関し、政府間協議等により簡素化に取り組むこと。

- (4) 海外事業を展開する中で、外貨投資規制やビザ発給制限、付加価値税の手続き、テロ等不安定な社会情勢に伴う派遣者の安全確保等の問題が散見される。当該国の法規制や税制など諸制度の情報提供を促進するとともに、海外出張者、駐在員の安全向上に対する側面支援をより一層強化すること。また、地域毎の実情に即した政府間対話を継続し改善を要求すること。
- (5) 中国や新興国への技術流出・模倣品問題は益々大きくなっている。特許申請及び知的財産保護に関する情報提供や紛争処理における支援をより強化し、また模倣品が横行する当該国については、規制強化を徹底するよう政府間の政策協議等において強く要求すること。

4 . 安全管理及び環境保全の促進に資する各種対策の強化

- (1) 安全・安心社会の実現に向け安全な機械を普及させるために、機械安全の国際標準の策定作業を推進するとともに、機械安全標準の普及に努めること。また、安全強化に寄与する各種投資には税制上優遇措置等の支援策を講じること。
- (2) アスベスト問題については、工業会会員企業が一丸となって対策に取り組んでいる。アスベスト問題による社会不安を払拭し、被害拡大防止に向けて、処置ガイドランの策定や税制上の優遇措置、助成金等を整備すべきである。
- (3) 地球温暖化防止に向け、多くの製造現場では省エネ・高効率機器の採用に努めているが、膨大な資金やコストアップ等民間の努力だけでは急速な対応は困難であることから、環境負荷軽減に寄与する産業機械の導入・改良に対する支援制度の一層の拡充や、官庁における優良製品の率先採用など、環境保全の促進に関する施策を総合的に検討すること。
なお、京都議定書の目標達成計画は、環境税を具体的な施策として位置づけることなく排出削減する道筋が描かれている。炭素税等の環境税導入には改めて反対する。
- (4) わが国の優れた環境保全技術を海外で展開し、地球環境保全に貢献するためには、これら技術の P R 活動や展示会等が重要である。政府機関等による支援を一層充実させること。

以 上